平成22年度事務事業評価表（平成21年度振り返り）

政策名	計画の推進	施策番号・名	32	健全な行財政運営	基本事業番号・名	32-01	自主財源の増加

事務事業番号	所管課係名 / 事務事業名		事務事業の目的（事務事業の対象、手段、意図）	対象指標（対象の数値指標化）指標	実績値（単位）	活動指標（手段の数値指標化）指標	実績値（単位）	成果指標（意図したことの結果の数値指標化）指標	実績値（単位）	事業費（実績額）①	人件費（理論値）②	トータルコスト ①+②	改革・改善の余地（目的妥当性・効率性・有効性・公平性から）	改革・改善の余地を踏まえた平成23年度以降に向けた事務事業の方向性（所管課長記入欄）
32-01-01	納税課 管理係	対象	市税納税義務者	市税調定件数	平成21年度 408,659 （件）	市税督促状発送数	平成21年度 46,259 （件）	市税現年収納率	平成21年度 98.3 （％）	平成21年度 2,970	平成21年度 60,552	平成21年度 63,522	選択項目：22年度以降に向けた方向性 説明（選択理由）：現状維持 改善の余地：■ あり □ なし 納税者からの納税方法に対するニーズに応えていくことにより、納税者の納付環境を拡大又は利便性を図ることによって、督促状の発送件数の抑制が見込める。	選択項目：所管課長名： 説明（選択理由）：納税課　久保田嘉代子 23年度以降に向けた方向性：現状維持 歳入に占める市税収入（自主財源の安定的・恒常的確保を図る）
	収納管理事務事業	手段	市税等の収納データ消込・過誤納の充当還付・口座振替申込・解約の受付及びデータ入力、口座振替データの発送及び消込処理、再発行納付書の送付、督促状の発送。市税全般の問合せ受付・現年未納者への電話催告。		平成20年度 405,844 （件）		平成20年度 47,337 （件）		平成20年度 98.5 （％）	平成20年度 2,968	平成20年度 59,328	平成20年度 62,296		
		意図	市税等を納期内に納付する。		平成19年度 401,877 （件）		平成19年度 46,149 （件）		平成19年度 98.4 （％）	平成19年度 2,970	平成19年度 59,160	平成19年度 62,130		
32-01-02	納税課 納税係	対象	市税（市都民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、法人市民税）滞納者	市税滞納者	平成21年度 7,278 （人）	滞納整理件数（滞納期別毎の件数）	平成21年度 80,059 （件）	滞納整理件数（滞納整理毎の件数）÷滞納者数	平成21年度 1,100 （）	平成21年度	平成21年度 131,196	平成21年度 131,196	選択項目：22年度以降に向けた方向性 説明（選択理由）：現状維持 改善の余地：□ あり ■ なし 国税からの地方税への税源委譲は、地方の自主性を発揮する効果が期待されているが、一方で、徴収できなければ財政破綻の可能性もある。個人住民税所得割の税率一本化は、低所得納税義務者の増加を生み出しており、細かな対応（滞納管理システム、納税環境の拡大、庁内情報の共有化等）が必要である。１名欠員の現状ではあるが、現場ならではのアイデアを活かせる組織の確立こそが歳入確保には効果的である。	選択項目：所管課長名： 説明（選択理由）：納税課　久保田嘉代子 23年度以降に向けた方向性：現状維持 ・税制の抜本改革が国政において騒がれているが、現在まで具体的な話はきていない。社会情勢及び国都等からの情報収集に努め、現在の方針「早期の滞納解消、納期内納税の促進」などをこれまで同様継続して推進していく。
	滞納整理事務	手段	①電話・来庁による納税相談、休日・夜間窓口開催、臨戸訪問 ②文書（督促書、催告書）等による催告 ③滞納処分（差押・交付要求・公売） ④納付委託（小切手、手形などによる納税） ⑤東京都指導による、斬新な大規模財産調査・捜索の実施 ⑥現年未納者電話催告の継続実施（ｼﾙﾊﾞｰ人材ｾﾝﾀｰ業務委託）		平成20年度 8,148 （人）		平成20年度 89,678 （件）		平成20年度 1,101 （）	平成20年度	平成20年度 128,544	平成20年度 128,544		
		意図	納税環境の整備により、滞納発生抑制をはかる。滞納発生後の迅速な財産調査・滞納処分（差押等）の執行。正確な担税力の把握により、早期の滞納解消を目指す。		平成19年度 21,683 （人）		平成19年度 74,103 （件）		平成19年度 342 （）	平成19年度	平成19年度 128,180	平成19年度 128,180		
32-01-03	課税課 市民税係	対象	1月1日現在において、市内に住所を有する個人及び市内に事務所・事業所又は家屋敷を有する個人	1月1日現在の住民基本台帳登録者及び住民登録外の対象者	平成21年度 116,473 （人）	申告期間（2月中旬～3月中旬）中における申告受付件数及び年度末における賦課資料件数	平成21年度 143,867 （件数）	課税誤謬による修正件数	平成21年度 18 （件数）	平成21年度 20,560	平成21年度 109,902	平成21年度 130,462	選択項目：22年度以降に向けた方向性 説明（選択理由）：現状維持 改善の余地：■ あり □ なし 出張申告のあり方、申告の受付期間、受付方法の変更により、市民の待ち時間の短縮等の効果をあげてきた。さらに改善・工夫を重ね、市民サービスの向上を目指す。具体的には、案内係の常設、申告会場のレイアウト変更、申告受付内容の情報提供、インターネットを利用した確定申告書の作成・PRなどが考えられる。また、一部導入された電子申告の拡充により、申告納税者の利便性は向上すると思われる。環境が整った段階で積極的に関与していく必要がある。	選択項目：所管課長名： 説明（選択理由）：課税課　師岡範昭 23年度以降に向けた方向性：拡大 税制度が複雑化し、事務量も増加する中で、申告受付方法等の事務改善等により適正な課税に努めていく。併せて、平成２３年１月から導入する給与支払報告書の電子的受付等により、サービスの向上を図る。
	市民税・都民税（個人）賦課事務	手段	賦課資料の収集を行い、所得内容等を精査した者に対し5月から6月に賦課決定をし納税通知書を発送。その後に賦課資料を入手したものについては、随時賦課決定をするとともに7月から8月に扶養否認を、8月から10月に未申告調査を実施し賦課、更正の決定を行った後納税通知書を発送。		平成20年度 116,010 （人）		平成20年度 112,936 （件数）		平成20年度 20 （件数）	平成20年度 20,305	平成20年度 117,469	平成20年度 137,774		
		意図	地方税法・市税条例等に則った適正な課税をする。		平成19年度 115,996 （人）		平成19年度 112,017 （件数）		平成19年度 21 （件数）	平成19年度 18,315	平成19年度 107,375	平成19年度 125,690		
32-01-04	課税課 市民税係	対象	①市内に事務所又は事業所を有する法人、②市内に寮等を有する法人で市内に事務所又は事業所を有しないもの及び③市内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない公益社団又は公益財団で代表者又は管理人の定めのあるもの	市内に事務所又は事業所を有する法人、市内に寮等を有する法人で市内に事務所又は事業所を有しないもの及び市内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない公益社団又は公益財団で代表者又は管理人の定めのあるものへの申告書発送件数	平成21年度 2,838 （件）	申告受付法人数及び更正・決定法人数	平成21年度 2,769 （件）	申告書発送法人に対する申告法人及び更正決定法人の割合	平成21年度 97.6 （％）	平成21年度 530	平成21年度 9,992	平成21年度 10,522	選択項目：22年度以降に向けた方向性 説明（選択理由）：現状維持 改善の余地：■ あり □ なし 平成23年1月より実施する電子申告の導入により、申告納税者の利便性は向上すると思われる。	選択項目：所管課長名： 説明（選択理由）：課税課　師岡範昭 23年度以降に向けた方向性：拡大 毎年の業務点検等により、適正な課税に努めていく。併せて、平成２３年１月から導入する電子申告により、申告納税者の利便性の向上を図る。
	法人市民税申告納税事務	手段	事業年度終了2ヵ月後に提出される法人市民税の申告書を精査し、申告納税額の調定を行う。申告期限までに申告書の提出がないものについては督促するとともに、都の通知等を基に更正決定を行った。		平成20年度 2,868 （件）		平成20年度 2,824 （件）		平成20年度 98.4 （％）	平成20年度 703	平成20年度 9,789	平成20年度 10,492		
		意図	地方税法・市税条例等に則った適正な税額を決定する。		平成19年度 2,896 （件）		平成19年度 2,864 （件）		平成19年度 98.8 （％）	平成19年度 697	平成19年度 9,761	平成19年度 10,458		
32-01-05	課税課 土地資産税係	対象	市内に固定資産（土地）を所有している者	市内にある固定資産（土地）の所有者数	平成21年度 28,561 （名）	述べデータ入力件数	平成21年度 4,691 （件）	課税誤謬による修正件数	平成21年度 19 （件）	平成21年度 12,515	平成21年度 55,384	平成21年度 67,899	選択項目：22年度以降に向けた方向性 説明（選択理由）：現状維持 改善の余地：■ あり □ なし 条例に則り適正な賦課を行っている。成果維持向上のために、現況調査による正確な評価及び表示、権利等の正確な入力を徹底する。評価業務を遂行していく為の必要な知識は一定の期間を要する。	選択項目：所管課長名： 説明（選択理由）：課税課　師岡範昭 23年度以降に向けた方向性：現状維持 現況調査のスキルアップや評価業務の知識向上を図り、更なる成果向上に努める。
	固定資産税・都市計画税賦課事務（土地）	手段	土地の現況調査を９月～１月に実施。登記済通知書（表示・権利）によるデータ入力。３月末日で価格決定。翌年５月１日に納税通知書を発送した。		平成20年度 28,170 （名）		平成20年度 4,947 （件）		平成20年度 23 （件）	平成20年度 14,286	平成20年度 54,265	平成20年度 68,551		
		意図	地方税法・市税条例等に則った適正な課税をする。		平成19年度 27,789 （名）		平成19年度 4,743 （件）		平成19年度 37 （件）	平成19年度 32,718	平成19年度 54,111	平成19年度 86,829		

平成22年度事務事業評価表（平成21年度振り返り）

政策名	計画の推進	施策番号・名	32	健全な行財政運営	基本事業番号・名	32-01	自主財源の増加

事務事業番号	所管課係名 / 事務事業名		事務事業の目的（事務事業の対象、手段、意図）	対象指標（対象の数値指標化）指標	実績値（単位）	活動指標（手段の数値指標化）指標	実績値（単位）	成果指標（意図したことの結果の数値指標化）指標	実績値（単位）	事業費（実績額）①	人件費（理論値）②	トータルコスト ①+②	改革・改善の余地（目的妥当性・効率性・有効性・公平性から）	改革・改善の余地を踏まえた平成23年度以降に向けた事務事業の方向性（所管課長記入欄）
32-01-06	課税課 家屋資産税係	対象	市内に固定資産（家屋）を所有している者	市内にある固定資産（家屋）の所有者数	平成21年度 28,345 （名）	延べデータ入力件数	平成21年度 828 （件）	課税誤謬による修正件数	平成21年度 28 （件）	平成21年度 6,016	平成21年度 46,594	平成21年度 52,610	選択項目：説明（選択理由） 22年度以降に向けた方向性：現状維持 改善の余地：■ あり　□ なし 条例に則り適正な賦課を行っている。成果維持向上のために、現況調査による正確な評価及び表示、権利等の正確な入力を徹底する。評価業務を遂行していく為の必要な知識は一定の期間を要する。	選択項目：説明（選択理由） 所管課長名：課税課　師岡範昭 23年度以降に向けた方向性：現状維持 現況調査のスキルアップや評価業務の知識向上を図り、更なる成果向上に努める。
	固定資産税・都市計画税賦課事務（家屋）	手段	現況調査を基準日に向けて７月～２月に実施し、権利登記・表示登記の登記済通知書及び未登記物件の調査、所有権の移転等のデーター入力を１月１日の基準日現在で行い、３月末日で価格決定をし、５月１日に納税通知書を発送した。		平成20年度 27,973 （名）		平成20年度 976 （件）		平成20年度 18 （件）	平成20年度 6,669	平成20年度 45,652	平成20年度 52,321		
		意図	地方税法・市条例等に則った適正な課税をする。		平成19年度 27,649 （名）		平成19年度 935 （件）		平成19年度 11 （件）	平成19年度 6,456	平成19年度 45,523	平成19年度 51,979		
32-01-07	課税課 家屋資産税係	対象	市内に固定資産（償却資産）を所有している者	市内にある固定資産（償却資産）の所有者数	平成21年度 1,353 （人）	延べデーター入力件数	平成21年度 566 （件）	修正申告・課税誤謬による修正件数	平成21年度 20 （件）	平成21年度 637	平成21年度 7,765	平成21年度 8,402	選択項目：説明（選択理由） 22年度以降に向けた方向性：現状維持 改善の余地：■ あり　□ なし 条例に則り適正な賦課を行っている。成果維持向上のために、現況調査による正確な評価を徹底する。評価業務を遂行していく為の必要な知識は一定の期間を要する。また、平成23年1月より実施する電子申告の導入により、申告納税者の利便性は向上すると思われる。	選択項目：説明（選択理由） 所管課長名：課税課　師岡範昭 23年度以降に向けた方向性：拡大 現況調査のスキルアップや評価業務の知識向上を図り、更なる成果向上に努めていく。併せて、平成２３年１月から導入する電子申告により、申告納税者の利便性の向上を図る。
	固定資産税賦課事務（償却）	手段	申告手続き事務を基準日に向けて１１月から２月に実施し、償却資産・減少資産等のデーター入力を１月１日の基準日現在で行い、３月末日で価格決定をし、５月１日に納税通知書を発送した。		平成20年度 1,370 （人）		平成20年度 584 （件）		平成20年度 38 （件）	平成20年度 874	平成20年度 7,608	平成20年度 8,482		
		意図	地方税法・市条例等に則った適正な課税をする。		平成19年度 1,401 （人）		平成19年度 600 （件）		平成19年度 50 （件）	平成19年度 820	平成19年度 7,587	平成19年度 8,407		
32-01-08	課税課 市民税係	対象	4月1日現在において、市内に定置場のある原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び２輪の小型自動車を所有する個人及び法人	４月１日現在の住民基本台帳登録者数及び住民登録外の対象者	平成21年度 116,362 （人）	４月１日現在の市内に定置場のある軽自動車等の賦課件数	平成21年度 18,711 （件）	物件異動の課税誤謬による修正件数	平成21年度 4 （件）	平成21年度 1,415	平成21年度 9,992	平成21年度 11,407	選択項目：説明（選択理由） 22年度以降に向けた方向性：現状維持 改善の余地：■ あり　□ なし 将来的に実現するであろう電子申告の導入により、申告納税者の利便性は向上すると思われる。環境が整った段階で積極的に関与していく必要がある。	選択項目：説明（選択理由） 所管課長名：課税課　師岡範昭 23年度以降に向けた方向性：現状維持 毎年の業務点検等により、適正な課税に努める。併せて、電子申告の対象税目となれば研究していく。
	軽自動車税賦課事務	手段	随時提出される軽自動車税申告書等を精査し、４月１日現在の所有者を確定する。その後、軽自動車等のそれぞれの税率に応じて賦課決定を行った。		平成20年度 116,010 （人）		平成20年度 18,719 （件）		平成20年度 1 （件）	平成20年度 1,680	平成20年度 9,789	平成20年度 11,469		
		意図	地方税法・市税条例等に則った適正な課税をする。		平成19年度 115,996 （人）		平成19年度 18,713 （件）		平成19年度 1 （件）	平成19年度 1,912	平成19年度 9,761	平成19年度 11,673		
32-01-09	課税課 市民税係	対象	市内の小売販売業者へ製造たばこを売り渡す製造者、特定販売業者及び卸販売業者	市内の小売販売業者への製造たばこを売り渡す製造者、特定販売業者及び卸販売業者数	平成21年度 3 （社）	製造たばこの売り渡し本数	平成21年度 161,119,306 （本）	市民一人あたりの消費本数	平成21年度 1,383 （本）	平成21年度 295	平成21年度 9,992	平成21年度 10,287	選択項目：説明（選択理由） 22年度以降に向けた方向性：現状維持 改善の余地：■ あり　□ なし 将来的に実現するであろう電子申告の導入により、申告納税者の利便性は向上すると思われる。環境が整った段階で積極的に関与していく必要がある。	選択項目：説明（選択理由） 所管課長名：課税課　師岡範昭 23年度以降に向けた方向性：現状維持 増税の流れや健康志向が深まる中で、税収増を望むことは困難な状況である。また、電子申告の対象税目となれば研究していく。
	市たばこ税の申告納税事務	手段	売り渡した月の翌月末日までに提出される市たばこ税申告書を精査し、申告納税額の調定を行った。		平成20年度 3 （社）		平成20年度 166,940,644 （本）		平成20年度 1,439 （本）	平成20年度 289	平成20年度 9,789	平成20年度 10,078		
		意図	地方税法・市税条例等に則った適正な税額を決定する。		平成19年度 3 （社）		平成19年度 178,922,827 （本）		平成19年度 1,542 （本）	平成19年度 292	平成19年度 9,761	平成19年度 10,053		